

広報

かいわら

発行所 河内村役場 編集 総務課広報係
発行日 昭和45年10月15日 印刷所 竜ヶ崎印刷所 TEL (河内)3番・44番

人口と世帯数

人口… 12,311人

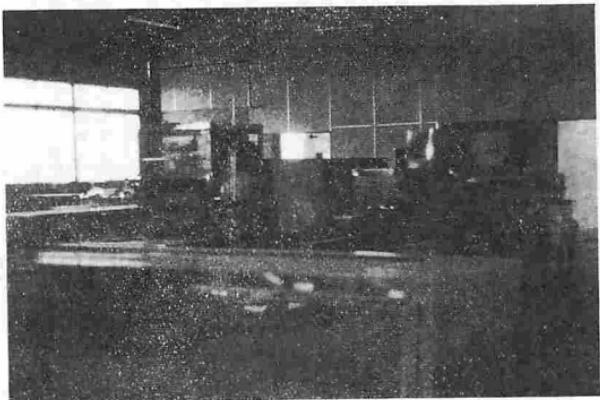
男… 5,794人

女… 6,517人

世帯… 2,487戸

(10月1日現在)

△ 調理室の一部 ▽



全・小中学校

完全給食に

給食センター 11月1日操業

1970

10月号

No. 77

(関連記事は二頁に)
特に統合中学校敷地問題について熱心な意見が交換された結果、開場沿跡に決まりました。

河内村総合開発委員会が九月二十一日開かれ、土地利用計画について別図(二頁を参照)のような事案について協議されました。

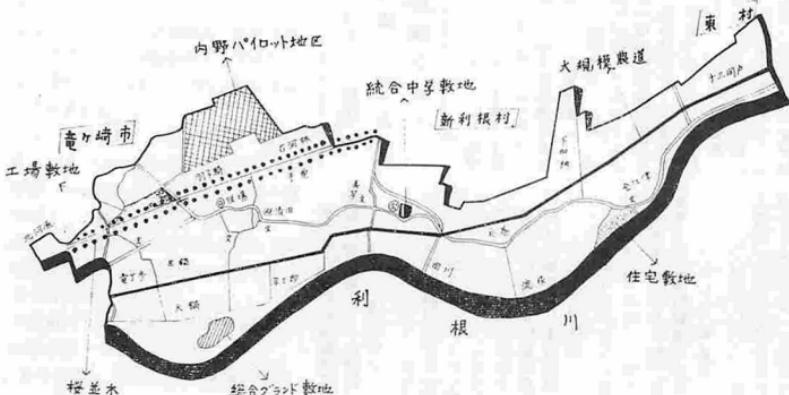
建設予定地決る
統合中学校

な道路を舗装の網で覆う計画が着々と進行しています。本年中の計画として、村内のおもな路線五十線、延長にして二万五千余メートルが工事に着手される見込みです。これは別に、農道舗装も逐次着工されますので、泥んこ道の汚名返上もま近かいことでしょう。

前号でお知らせいたしましたとおり、村道の舗装事業はみんなの生活に直結する問題であるところから、これを大巾に推し進めて、村内おも

年内完成を目指
村道全面舗装

河内村土地利用計画図



総ぐるみで 豊かな村づくりを

総合開発審議会誕生

い
ま
す。

昭和四十二年以来の恒常的な米の増産、食生活の改善によって、需給の変化や余剰調整の問題、そして米の生産調整、米価据置き問題までの発生し、食管理制度そのものまでが危ぶまれてきました。さらに、これに追いつかれるように農産物の自由化が急速に進められようとして

えられたものでなく、私たち
村民が総ぐるみで将来にわた
つてくるものであると思ひ
ます。
米作を基幹とする農村地
域である以上、生産基盤を整
備するのも、将来とも保たれるよう、住
民総ぐるみで内村総合開発
を推進する目的のものとて、「河
内村総合開発審議会」が設立
されました。

河内村の将来についてどのよ
うなビジョンを書いており、
どのような村づくりの願望を
いるかを語っているものと思
います。そして、村の姿は与
用地の策定等、新时代にあつ
た村の未来像を画いた土地利
用計画をたて、先祖から引き継
がれたりと太陽への汚染され
ない明るく豊かな村を建設し

大きな疑問を持たざるを得ないのが、おられません。私たちの、経済的、社会的文化的活動活動の営なまれていることの郷土を、どのように効率的に利用し、明るく豊かな人生を送るために、生産流通道路の整備、村幹道の整備、生活環境整備ために、公的施設の充実、活力ある経済発展のための工場誘致、特産品の開拓、特産品の販売促進等の諸政策、将来に備えるための主計の構築等が、農業振興のためのそことで、農業振興のための

國都市の建設、そして西には
巨大なエネルギーをもつ首都圈に接し、しかも近い将来にまで
はこの首都圏が百キロにまで拡大されようとしており、土地の有効利用を急に策定し
ます。

このような情勢下に、渥美半島の当村の打げきは深
刻で、現在出稼ぎなどによ
て収支のバランスは保たれて
いますが、将来を思うとき
よほど心配であります。

審議会の構成と仕事

昭和44年度
普通会計決算

昭和44年度普通会計（一般会計、有線放送会計船橋会計を合せて普通会計という）の決算状況をお知らせいたします。

才入総額359,854千円、才出総額345,584千円で
才入才出差引額14,270千円の黒字となり、単年度
収支（前年度の差引残額の比較）では1,339千円
となります。

才入 才入を項目別にみますと、別表のとおりですが、特に考慮すべき問題点として、地方自治体の財源である地方税は全体の16.3%であり、このうち直接町で収納する村民税、固定資産税、軽自動車税を合わせて41.64%（税総額の70.8%）で、前年度と比較するとわずか8.6%増の3,329千円です。

年度は113%増の7,019千円であり、この財源は自動車の購入による税金で町村の道路の延長面積によって配分されます。

地方交付税は、才入のなかでいちばん大きな財源で、41.4%にあたり、いかに地方財政は国の財源に依存しているかがわかります。

才入の経常一般財源（毎年入ってくる財源）は、209,240千円

おもなものをみると、自動車取扱税交付金制度は前年度中で本村の財政規模は210,000千円であることになります。

途よりできた才入ですが、本ノ

→年度は113%増の7,019千円であり、この財源は自動車の購入による税金で町村の道路の延長面積によって配分されます

地方交付税は、才入のなかでいちばん大きな財源で、41.4%にあたり、いかに地方財政は国の財源に依存しているかがわかります。

才入の経常一般財源（毎年入ってくる財源）は、209,240千円

才出 才出について性質別にみると、経常経費（毎年度継続して経常的に支出される経費をいう）に充当される一般財源の充当化が低い場合はその団体の財政は彈力性に富んでいます。本村は62%で、前年度の県内経常費へ充当した一般財源の比率は、県平均72%（市平均75%、町村平均71、9%）であり、本村の財政は弾力性に富んでいるといえるのではないかでしょうか。

款 別 明 級 表

区 分	才	入		
		決算額	構成比	(K) の 経常一般 財源 K)
地 方 税	万	58,773	16.3%	58,773 28,1%
自動車取扱料金		7,019	2.0	7,019 3,4
地 方 交 付 税	149,026	41.4	142,726	68.2
普 通	142,776	39.7	142,776	68.2
特 別	6,250	1.7		
小 計	214,820	59.7	208,570	99.7
交通安全交付金		70		70
使 用 料	6,380	1.8		
手 数 料	1,102	0.3		
国 庫 支 出 金	19,717	5.5		
県 支 出 金	31,903	8.9		
財 産 収 入	19,016	5.3		
寄 附 金	1,160	0.3		
繰 越 金	12,931	3.6		
諸 取 引	6,855	1.9		
地 方 債	45,900	12.7	600	0.3
合 計	359,854	100.0	209,240	100.0

性 質 別		才 出	
区 分	決算額	構成比	經常一般収支率
人 件 費	84,897	24,5	72,526 34,7
うち職員給	59,240	17,1	48,263 23,1
扶 助 費	1,601	0,5	832 0,4
公 債 費	11,911	3,5	9,870 4,2
元 利 償 退 金	11,882	3,5	9,841 4,2
取 一時借入利子	29		29
小 計	98,409	28,5	82,247 39,3
物 件 費	34,007	9,8	25,181 12,0
維 持 修 修 費	8,917	2,6	8,456 4,1
補 助 費 等	43,955	12,7	13,779 6,6
投資及び出資金	80		計 62,0%
確 出 金	11,299	3,3	11,295
普通賃設事業	148,912	43,0	72,125 經常一般収支額
補 助 費	51,533	14,9	20,811 129,639千円
单 独	97,284	28,1	51,314 稅等 総額
合 計	345,584	100,0	214,151 228,421千円

道路整備、工場誘致、住宅建設、商業施設、振興計画、ドライバイン、倉庫等の誘致（但し土地利用計画や施設配置計画に合致すること）

◎生活環境整備専門委員会
上、屎処理場、公民館、会堂、公衆浴場、レクリエーション施設(総合グランド)、遊園地等の老人ホーム、小、中学校、保育所等、豊かな住生活環境の整備。

(前頁から続く)
構成され、専門
委員会を置いて
そこから提案さ
れた事項を検討
審議し、業務を
執行します。

一般会計補正

総額 四億八百八十五万二千円

一般会計予算は総額七〇、

一千円の追加補正で、才

入才出予算総額は四〇八、八

五千円となりました。

おもなものをお知らせしま

す。

農林水産業費
第二次構造改善平面図作成
委託料一、〇四千円、農道補
装設計委託料一、二八五千円

農免道路建設負担金七八四十

円などで四、四三七千円の追

加、総額三〇、〇〇三千円と

なります。

学校建設費九、五五〇千円

なります。

教 育 費

六千円を追加一四、七七〇

千円となりました。

これも急を要する実状に

あり、老令者に十分な医療を

受けける機会を与える、豊かな老

老令者の急増傾向とあいま
つて、核家族化や家族の老人

後を送れるようになると、老令者

医療手当金制度を創設いたし
ました。

老 令 者 に

10割給付を

医 当 手 療 金 制 度

りました。
以上追加された支出に見合

う収入の内訳は、

地方交付税三、五一九千

円、使用料と手数料一、八三八

千円、諸取入一、〇八七千円

千円、県支出手金一、八三八

千円、諸取入一、〇八七千円

並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例を給食委員会の委員の報酬を日額六〇〇円と定めた。

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

十時と三時の十五分間の休憩時間を条例化したもの。

△議案第一号▽

△議案第八号▽

△議案第六号▽

△議案第九号▽

△議案第十号▽

△議案第十一号▽

△議案第十二号▽

△議案第十三号▽

△議案第十四号▽

△議案第十五号▽

△議案第十六号▽

△議案第十七号▽

△議案第十八号▽

水道事業の建設改良費で、機械や車両運搬具の購入費を二、〇八〇千円追加し、総額で四、八七八千円となる。

議案第二号……河内村総合開発審議会条例の制定。議案第三号……河内村役場、課及

平成室設置条例の一部を改

正する条例（企画開発課を新設）は、二頁を参照してください。

△議案第五号……河内村国民健康保険条例の一部を改

正する条例（老令者に医療手当を支給する条例で）上段を参照してください。

△議案第六号……河内村

国民健康保険条例の一部を改

正する条例（老令者に医療手当を支給する条例で）上段を参照してください。

△議案第七号▽

△議案第八号▽

△議案第九号▽

△議案第十号▽

△議案第十一号▽

△議案第十二号▽

△議案第十三号▽

△議案第十四号▽

△議案第十五号▽

2.047 ha

米生産調整終る

保証費72,955千円

大きな問題を投げかけた米生産調整もみなさんのご協力により割当られた目標を達成することができました。下表のとおり、その結果をお知らせいたします。

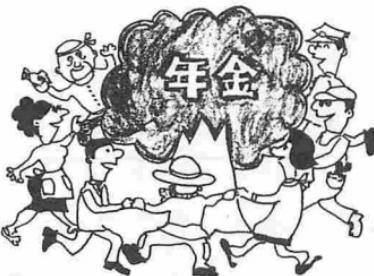
45年米生產調整減反結果

氏名	人數	面積(ア)	K數(Ky)	金額(円)
生板	3	101	4,347.5	188,822
農協外				15,294,582
鶴清田	1	65	1,880.6	82,472
農協外				6,680,232
長良	3	72	1,136.5	49,289
農協外				3,992,409
命江津	3	173	13,107.8	580,096
農協外				46,987,776
合計		411	20,472.4	900,679
本年度				72,954,999
調整目標			20,700.0	915,000
目標達成率				
			98.6%	98.4%

年金加入者などは入れませんが、そのほかの人はだれでも加入できます。

年金額は、定期分の保険料（一ヶ月四百五十円）のほかに月三百五十円の保険料を納めると、その保険料を納めた月一ヶ月に

農業者年金と 國民年金



所得比例制を取り入れ

所得比例制とは

度であり、年金制度に対する加入者のなじみも薄いなどの理由から見送られてきました。しかし、近年における国民所得の著しい伸びや、高い掛金を負担しても、もっと多い年金を受けたいという要望が強くなってきました。このような要望にこたえて取り入れられたのが、所得比例制です。

卷之三

じて高い給付を受けた
いという考え方が強く

なってきます。
国民年金にも、制度
発足当時このような考
え方がなかつたわけで
はありませんが、はじ
めて国民全体とした制

ついて百八十九円の割で、年金が多く支給される仕組で、二十一年前納めた場合は月額四五千五百円（年額五万四千円）の年金が定額分のほかに支給されます。

夫婦月二万円年金、とは夫婦のうち一人がこの所得比例制年金に加入することによって受けられる年金です。

事業資金の融資に

年度末特別保証を実施

茨城県信用保証協会（水戸三の丸、自治会館内）は県内の中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける場合

に、申込みによって保証人となり、融資を円滑にする公共的機関であります。

期間は、運転資金3年以内
設備資金5年以内で、保証料
は年0.93%から1.43%までと
なっております。

保証協会は、この他各種保証制度を実施していますが、10月9日より例年のとおり県の施策と呼応して、年末特別保証を次の要領で実施いたします。

1. 保証限度額…… 1 企業について200万円。

年金は国民年金と深いつながりをもっており、農業経営者の老後を安定させようとすらあります。このため農業者年金の対象者は国民年金の加入者に限られ、かならず所得比例制に年金加入していかなければなりません。所得比例入は、国民全体の所得保障の底上げにつながるものですから、みんなの力で立派に育てあげたいものです。

農地法はこう改正された

構造改善の基礎条件つくる

農地保有合理化法人

農地法の一部を改正する法律は、本年二月二十日の第六十五回国会に提出され、五月八日に成立十月一日から施行されました。その概要をお知らせいたします。

上限面積制限の緩和

農地で買ったり借りる場合に、上限面積の制限がありますが、今後は本人または世帯員が農業経営を管理し、かつ作業に當時從事していると認められれば、権利の取得は制限なく許可されます。

下限面積制限の引上げ

農地を買ったり借りる場合に、権利の取得前三〇アール以上の経営規模が必要でしたのが、今後は権利の取得後五〇アール以上になることが必要となりました。

創設農地の貸付け解除

農地改革で国から売渡しをうけた農地は、許可をうけて売買や転用はできますが、小作に出すことは禁止されていました。それが今度の改正で

でも農地の使用収益権設定について許可されます。

離農者で在村していたとき十年以上所有していた農地は、本人と住居生計を共にしていな承継人の二代に限り、在村地主のみに小作地の所有が認められます。

L P ガスの安全取扱い十原則

県や市町村の段階に農業の規模拡大や、集団化等の事業を行なう農業の設置を認め、農地の売買、貸借等の権利取扱が許可されます。

小作地の

小作人以外への譲渡

農地の権利取得について、譲渡できませんでしたが、今回の改正で所有権を移転する書面で小作人が同意した場合と、競売や税金の差押え等のため売られる場合は許可されます。

農地移動の許可権限の

農業生産法人にはいろいろの要件がありましたが、事業要件と構成員要件に緩和されました。

農協による経営委託

農協の改正で、農協が組合員から委託をうけて、農業経営を行なうことができるこ

とになり、そのため、農地法

も農業委員会でできます。しかし、他市町村にまたがるも

のや、法人關係の権利移動は

和解の仲介制度

今までも委員会は調停等を

行なってきましたが、今度は当事者の双方または一方から

当事者の双方または一方から

認められませんでしたが、

(次ページへつづく)

- (1) 容器には、その使用期限を書きこことなっています。期限が書かれていないものや期限を超えているものは危険ですから、使用しないようにしましょう。
- また、容器の取り付けは素人では危険ですから必ず販売店にやつてもらいましょう。L P ガスはもれた場合に空気よりも重いため、低い所で滞留し、引火爆発しやすいものです。容器は屋外の通風の良い所で、車等の衝突のおそれのない場所に、風雨を避けるように置きましょう。
- (2) コック、ゴム管、金属管は、ときどきガスもがないかを調べましましよう。ガスもがあれば、石けん水を筆で塗るとアワが出るのですぐわかります。マツチでやるのは危険です。
- (3) L P ガスは都市ガスに比べて、多量の空気を必要としますから、L P ガス専用のコンロ等を使用しましよう。
- (4) 点火するときは、炎によりガスもがないことを確認しましょう。

支給対象を拡大

戰 傷 病 者

戰沒者遺族等援護法

戦傷病者、戦没者等援護法の一部を改正する法律が本年四月二十一日に公布され、十月一日から実施されました。その概要をお知らせいたします。

(5) 满州开拓青年義勇隊員について、現在昭和二十年八月九日以後の傷病死亡を廻査しているが、昭和十六年十二月八日以後昭和二十年八月九日前に軍事に關し業務上負傷し、もしくは疾病にかかれた者、または該當傷負により死亡した者の遺族を廻査の対象とした。

(6) 日軍事變以後の公務傷病に併発した傷病により当該傷病の発した準軍属たる期間内に

(3) 第二款症から第五款症までの障害年金受給者に妻がある軍人軍属について、一万二千元、準軍属について八千円、軍属について四百円（被徴用者等については九千六百円）の加給がされるようになった。

(4) 先順位による遺族年金受給者合計の額が六千五百円未満の場合は、

行に起因して傷病にかかり、これにより不具障害となつた場合に支給する障害年金（障害一時金）の支給対象が現在第三款症までであるのを第五款症まで拡大し、軍人軍属が事変地における任職期間内に傷病にかかり、それが公務傷病とみなされる場合に係る障害年金の支給対象が、現在第三款症までであるのを第三款症まで拡大された。

戰傷病者

特別援護法關係

(1) 満洲開拓青年義勇隊員の昭和十六年十二月八日以後、昭和十六年八月九日前における、軍事に関する業務による傷病者を戦傷病者の範囲に加えたこと。

(2) 長期入院患者に支給する療養手当の月額を、現行三千八百円から四千二百円に引きあげたこと。

／経過後の死亡時期の制限が緩和されたことによって、扶助料または遺族年金を受けることになった。戦没者の妻昭和四十四年の傷病者等援護法の一部改正により、防空監視隊員を準軍属としたこと、および被徴用者等について勤務開始死亡を処理したことによって、扶助料または遺族年金を受けることになった。

(8) 万一事故が発生したときは、まず容器の元井を閉め、戸を開き、次に付近の人に知らせ、あとは販売店に頼みましょう。
(9) 外出するとき、寝るときは使用を終ったときは
①コンロのバルブ
②壁際の元井

次に掲げる者を戦没者等の

車没者等の妻
に対する特別給

(3) 明治四十四年の恩給法の一部を改正する法律により、

ましよう。

(1) 昭和四十二年の恩給法の一部改正により、在職期間による特別給付金の支給対象としました。

特例法が一部改正されて、在職期間経過後の死亡時期の制限が撤廃されたにとによって扶助料または、遺族年金を受けることとなつた戦没者等へ

の要
なお、くわしくは、役場住民課、または茨城県民生部生
活課におたづね下さい。

行に起因して傷病にかかり、

または、その経過後四年（厚

(前へ1シからつづく)

もれていったときは、直ちに

